

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	下水道施設課水再生センター
委 託 業 務 名	中野第 2 中継ポンプ場真空弁ユニット機器交換業務
委 託 業 務 場 所	大津市中野三丁目
概 要	中野第 2 中継ポンプ場真空弁ユニット No.101、No.102、No.103、No.104 の機器及び部品交換業務
契 約 期 間	令和 6 年 9 月 2 6 日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 9 月 2 6 日
契 約 金 額	5, 4 7 8, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 岐阜県海津市海津町馬目 2 7 1 〔名 称〕 水都工業㈱
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本委託は、積水化学工業株式会社が製造した真空弁ユニット内の機器及び部品を交換する業務である。 1. 既設機器メーカー以外の業者が機器及び部品を交換した場合、既設機器メーカーとの責任分界点が曖昧になり、求められている性能を発揮できない可能性が高くなる。 2. 既設真空弁ユニットにあわせて機器及び部品を製造するため、メーカー独自の技術・ノウハウが必要となる。 上記のことから真空弁ユニット内の機器及び部品の交換は、既設機器メーカーである積水化学工業株式会社に限られるため、積水化学工業株式会社から真空式下水道収集システムの事業を継承している水都工業株式会社と随意契約するもの。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。